



第217回定時株主総会 招 集 ご 通 知

東京瓦斯株式会社

(証券コード：9531)

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、日頃より当社の事業運営に対しご理解とご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨年4月の電力小売全面自由化に引き続き、本年4月にはガス小売全面自由化もスタートし、エネルギー大競争時代は2年目を迎えています。

こうした中、当社グループは「チャレンジ2020ビジョン」の実現に向け、2015年度から2017年度をステップ期間と位置づけ、「総合エネルギー事業の進化」「グローバル展開の加速」「新たなグループフォーメーションの構築」に取り組んでいます。

ステップ期間の最終年度である今年度は、都市ガス・電力・リキッドガスにサービスを加えた総合エネルギー提案によって付加価値を増大し、当社グループを選んでいただける取り組みを一層強化してまいります。また、海外11拠点を含めた新たな体制による海外事業の拡大を加速させるとともに、グループフォーメーションとして明確化した7つの事業ドメインについて、それぞれが成長しながら相乗効果を発揮できるよう事業を具現化させていきます。

今後も「安心・安全・信頼」のブランド価値にさらに磨きをかけるとともに、グループ丸となって「非連続の改革」に挑戦し続け、将来にわたる成長・発展の道筋を確かなものにしてまいります。

引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長 広瀬 道明

目次

招集ご通知

第217回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	2

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 株式併合の件	6
第4号議案 取締役11名選任の件	7
第5号議案 監査役2名選任の件	14

添付書類

事業報告	17
連結計算書類	40
計算書類	42
監査報告	44

(証券コード：9531)

平成29年6月2日

株主の皆さまへ

東京都港区海岸一丁目5番20号

東京瓦斯株式会社

代表取締役社長 **広瀬道明**

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告

第217回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまにおかれましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第217回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日、ご出席いただけない場合は、次頁の方法により議決権を行使することができます。お手数ですが、4頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. **日 時** 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

2. **場 所** 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京ガスビル 2階
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご覧ください。)

3. **目的事項** (1) **報告事項**
第217期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類、ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) **決議事項**
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 株式併合の件
第4号議案 取締役11名選任の件
第5号議案 監査役2名選任の件

議決権行使のご案内

(1) 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。

(2) 株主総会にご出席いただけない場合

① 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

行使期限 平成29年6月28日（水曜日）17時30分到着分まで

【議決権のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

② インターネット等で議決権を行使される場合



3頁の「インターネット等による議決権行使について」をご参照のうえ、各議案の賛否をご送信ください。

行使期限 平成29年6月28日（水曜日）17時30分まで

(3) 議決権の重複行使について

議決権行使が書面とインターネット等により重複して行われた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

1. 株主総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を返送せず、会場受付にご提出ください。
2. 議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。代理人にご出席される際は、代理権を証する書面（委任状）、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
3. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。なお、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成する際に監査をした連結計算書類および計算書類の一部です。
4. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、その旨を以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<http://www.tokyo-gas.co.jp/>

インターネット等による議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下をご確認のうえ、ご利用いただけますようお願い申し上げます。

1. 以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。
議決権行使ウェブサイト <http://www.web54.net>
バーコード読み取り機能付の携帯電話の場合、右のQRコード®
を読み取って接続することが可能です。
2. 同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」
をご利用のうえ、画面の案内にしたがって賛否をご送信ください。
3. 株主総会開催日前日の平成29年6月28日（水曜日）17時30分までに行っていただき
ますようお願い申し上げます。
なお、インターネットによって複数回議決権行使をされた場合は「最後に行使され
たもの」を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. 通信料金（電話料金）などが必要となる場合があり、これらの料金は株主さまのご
負担となりますので、あらかじめご了承ください。

お問合せ先について

1. 議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明の場合

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

2. 上記1. 以外の場合

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

☎ 0120-782-031（受付時間 土日休日を除く 9：00～17：00）

以上

※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

【機関投資家の皆さまへ】

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みをされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等出資の株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができますので、あわせてご案内いたします。



第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりにいたしたいと存じます。

剰余金の配当（期末配当）に関する事項

期末配当につきましては、当社の「剰余金の配当等の決定に関する方針」（下記ご参照）に基づき、1株につき5.5円にいたしたいと存じます。

なお、中間配当5.5円とあわせた年間配当は1株につき11円となります。

(1) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

1株につき金5.5円	配当総額12,628,163,647円
------------	---------------------

(2) 配当効力発生日

平成29年6月30日（金曜日）

【ご参考】 剰余金の配当等の決定に関する方針

チャレンジ2020ビジョンに基づき創出されるキャッシュ・フローを、新たな成長に向けた「LNGバリューチェーンの高度化」に資する投資に振り向けるとともに、株主の皆さまに経営の成果を適切・タイムリーに配分します。

具体的には、配当に加え、消却を前提とした自社株取得を株主還元策の一つとして位置づけ、総分配性向（連結当期純利益に対する配当と自社株取得の割合）の目標を、2020年度に至るまで各年度6割程度とします。

また、配当については、安定配当を維持しつつ、中長期の利益水準を総合的に勘案し、成長に合わせて緩やかな増配を実現していきます。

$$\text{n年度総分配性向} = \frac{(\text{n年度の年間配当金総額}) + (\text{n+1年度の自社株取得額})}{\text{n年度連結当期純利益}}$$



第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、今後も広く相応しい人材を招聘できる環境を整えるため、会社法第427条に基づき、当社と社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第26条（取締役の責任免除）および第35条（監査役の責任免除）に当該規定を新設するものです。

なお、定款第26条第2項の新設につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 後 の 定 款 案
(取締役の責任免除) 第26条 (条文省略) (新設)	(取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) ② <u>社外取締役との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結することができる。</u>
(監査役の責任免除) 第35条 (条文省略) (新設)	(監査役の責任免除) 第35条 (現行どおり) ② <u>社外監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結することができる。</u>



第3号議案 株式併合の件

(1) 提案の理由

東京証券取引所など全国証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に集約することとしています。

当社は、この取り組みの趣旨を踏まえ、会社法の定めに従い、平成29年1月31日開催の取締役会の決議をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

これにあたり、単元株式数の変更後も、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、当社株式について5株を1株にする併合を行うとともに、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で現行の65億株を13億株に変更するものです。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案どおり可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

(2) 併合の割合

当社の株式について、5株を1株に併合いたします。

なお、株式の併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じる株主の皆さまに対しては、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成29年10月1日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

1,300,000,000株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

【ご参考】

本議案が原案どおり可決された場合には、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

変更箇所について、現行定款と変更後の定款案とを対照すると、次のとおりとなります。
(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 後 の 定 款 案
第6条 発行可能株式総数は、 <u>65億株</u> とする。	第6条 発行可能株式総数は、 <u>13億株</u> とする。
第8条 単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条 単元株式数は、 <u>100株</u> とする。



第4号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役11名全員が任期満了となりますので、改めて取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	その他
1	おかもと つよし 岡本 毅	取締役会長	再任
2	ひろせ みちあき 広瀬 道明	代表取締役社長 社長執行役員	再任
3	うちだ たかし 内田 高史	代表取締役 副社長執行役員 リビングサービス本部長	再任
4	やすおか さとる 安岡 省	代表取締役 副社長執行役員 エネルギーソリューション本部長	再任
5	むらむら けいふみ 村関 不三夫	取締役 常務執行役員 東京ガスリキッドホールディングス株式会社 代表取締役社長	再任
6	たかまつ まさる 高松 勝	取締役 常務執行役員 資材部、秘書部、総務部、コンプライアンス部、 監査部担当	再任
7	のの はたけ おお 野畑 邦夫	常務執行役員 電力本部長、環境部担当	新任
8	あなみず たかし 穴水 孝	常務執行役員 海外本部長	新任
9	いで あきひこ 井手 明彦	取締役	再任 社外 独立
10	かとり よしのり 鹿取 克章	取締役	再任 社外 独立
11	いがらし ちか 五十嵐 チカ	取締役	再任 社外 独立

(注) 1 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 社外取締役候補者である井手明彦氏、鹿取克章氏および五十嵐チカ氏が選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は、同氏らとの間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結する予定です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当 〔重要な兼職の状況〕
1	 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> おか もと つよし 岡本 毅 (昭和22年9月23日生) 当社株式所有数 242,000株	昭和45年 4月 当社入社
		平成 9年 6月 同北部事業本部副本部長
		同 10年 6月 同文書部長
		同 11年 6月 同総務部担当取締役付
		同 14年 6月 同執行役員 企画本部総合企画部長
		同 16年 4月 同常務執行役員 企画本部長
		同 16年 6月 同取締役 常務執行役員 企画本部長
		同 18年 4月 同取締役 常務執行役員 コーポレート・コミュニケーション本部長、コンプライアンス部、監査部担当
		同 19年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 人事部、秘書部、総務部、コンプライアンス部、監査部担当
		同 21年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 人事部、秘書部、総務部、コンプライアンス部担当
		同 22年 4月 同代表取締役社長 社長執行役員
同 26年 4月 同取締役会長		
同 28年 6月 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役 現在に至る		
		〔重要な兼職の状況〕 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役

取締役候補者とした理由

主に人事総務、企画関連業務に従事し、平成22年4月から同26年3月までの4年間社長執行役員、また、同26年4月から取締役会長として取締役会議長を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

2	 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ひろ せ みち あき 広瀬 道明 (昭和25年10月2日生) 当社株式所有数 139,000株	昭和49年 4月 当社入社
		平成16年 4月 同執行役員 コーポレート・コミュニケーション本部長付
		同 18年 4月 同執行役員 企画本部総合企画部長
		同 19年 4月 同常務執行役員 総合企画部、設備計画プロジェクト部、財務部、経理部、関連事業部担当
		同 20年 4月 同常務執行役員 総合企画部、IR部、財務部、経理部、関連事業部、ガス事業民営化プロジェクト部担当
		同 21年 4月 同常務執行役員 総合企画部、関連事業部担当
		同 21年 6月 同取締役 常務執行役員 総合企画部、広報部、関連事業部担当
		同 22年 1月 同取締役 常務執行役員 総合企画部、プロジェクト推進統括部、広報部、関連事業部担当
		同 24年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 リビングエネルギー本部長
		同 25年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 リビング本部長
同 26年 4月 同代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る		

取締役候補者とした理由

主に企画、リビング関連業務に従事し、平成26年4月から業務執行の最高責任者である社長執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当 〔重要な兼職の状況〕
3	 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> うちだ たかし 内田 高史 (昭和31年4月17日生) 当社株式所有数 40,000株	昭和54年 4月 当社入社 平成18年 6月 同導管ネットワーク本部導管企画部長 同 21年 4月 同総合企画部長 同 22年 4月 同執行役員 総合企画部長 同 24年 4月 同常務執行役員 人事部、秘書部、コンプライアンス部、監査部担当 同 25年 4月 同常務執行役員 資源事業本部長 同 27年 6月 同取締役 常務執行役員 資源事業本部長 同 28年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 リビング本部長 同 29年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 リビングサービス本部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

主に導管、資源関連業務に従事し、現在では副社長執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

4	 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> やす おか さとる 安岡 省 (昭和31年10月27日生) 当社株式所有数 60,000株	昭和54年 4月 当社入社 平成18年 4月 同エネルギー営業本部産業エネルギー事業部長 同 20年 4月 同資源事業本部原料部長 同 22年 4月 同執行役員 資源事業本部原料部長 同 23年 4月 同執行役員 リビング法人営業本部営業第一事業部長 同 24年 4月 同常務執行役員 広域圏営業本部長 同 27年 4月 同常務執行役員 IT本部長、環境部、基盤技術部担当 同 27年 6月 同取締役 常務執行役員 IT本部長、環境部、基盤技術部担当 同 28年 4月 同取締役 常務執行役員 エネルギーソリューション本部長、エネルギーソリューション本部大口エネルギー事業部長 同 29年 4月 同代表取締役 副社長執行役員 エネルギーソリューション本部長 現在に至る
---	--	--

取締役候補者とした理由

主にエネルギー営業、資源関連業務に従事し、現在では副社長執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当 〔重要な兼職の状況〕
-------	----------	--------------------------------

5



再任

むら ぜき ふみお
村 関 不三夫
(昭和31年1月29日生)

当社株式所有数
36,000株

昭和54年 4月 当社入社
平成21年 4月 同リビングエネルギー本部リビング企画部長
同 22年 4月 同執行役員 リビングエネルギー本部リビング企画部長
同 25年 4月 同常務執行役員 エネルギーソリューション本部営業統括
同 26年10月 同常務執行役員 エネルギーソリューション本部営業統括、エネルギー企画部長
同 27年 4月 同常務執行役員 エネルギーソリューション本部長、エネルギーソリューション本部大口エネルギー事業部長
同 28年 4月 同常務執行役員 東京ガスリキッドホールディングス株式会社代表取締役社長
同 28年 6月 同取締役 常務執行役員 東京ガスリキッドホールディングス株式会社代表取締役社長
現在に至る

取締役候補者とした理由

主にリビング、エネルギー営業関連業務に従事し、現在では常務執行役員 東京ガスリキッドホールディングス株式会社代表取締役社長を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

6



再任

たか まつ まさる
高 松 勝
(昭和31年3月14日生)

当社株式所有数
66,000株

昭和55年 4月 当社入社
平成17年 4月 同ホームサービス本部ホームサービス企画部長
同 18年 4月 同ホームサービス本部協力企業サポート部長
同 22年 4月 同リビングエネルギー本部ライフバル推進部長
同 23年 4月 同執行役員 リビングエネルギー本部ライフバル推進部長
同 24年 4月 同執行役員 総合企画部長
同 26年 4月 同常務執行役員 総合企画部、関連事業部担当
同 27年 4月 同常務執行役員 総合企画部、人事部、千葉・茨城プロジェクト部、グループ経営管理検討プロジェクト部、グループ人事検討プロジェクト部担当
同 28年 4月 同常務執行役員 人事部、秘書部、総務部、コンプライアンス部、監査部担当
同 28年 6月 同取締役 常務執行役員 人事部、秘書部、総務部、コンプライアンス部、監査部担当
同 29年 4月 同取締役 常務執行役員 資材部、秘書部、総務部、コンプライアンス部、監査部担当
現在に至る

取締役候補者とした理由

主にリビング、企画関連業務に従事し、現在では資材部、秘書部などを担当する常務執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当 〔重要な兼職の状況〕
-------	----------	--------------------------------

7



新任

の はた くに お
野 畑 邦 夫
(昭和33年12月31日生)

当社株式所有数
16,000株

昭和59年 4月 当社入社
平成18年11月 同設備計画プロジェクト部長
同 20年 4月 同エネルギーソリューション本部エネルギー企画部長代理
同 21年 4月 同エネルギーソリューション本部総合エネルギー事業部長
同 23年 4月 同資源事業本部原料部長
同 25年 4月 同執行役員 資源事業本部原料部長
同 27年 4月 同常務執行役員 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社代表取締役社長執行役員
同 29年 4月 同常務執行役員 電力本部長、環境部担当
現在に至る

取締役候補者とした理由

主にエネルギー営業、資源関連業務に従事し、現在では電力事業などを担当する常務執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、今回、取締役として選任をお願いするものです。

8



新任

あな みず たかし
穴 水 孝
(昭和34年5月18日生)

当社株式所有数
27,244株

昭和60年 4月 当社入社
平成22年 1月 同プロジェクト推進統括部長
同 24年 4月 同リビングエネルギー本部燃料電池事業推進部長
同 27年 4月 同執行役員 営業イノベーションプロジェクト部長
同 28年 4月 同常務執行役員 資源・海外本部長
同 29年 4月 同常務執行役員 海外本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

主にリビング、資源関連業務に従事し、現在では海外事業を担当する常務執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、今回、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当 〔重要な兼職の状況〕
-------	----------	--------------------------------

9



社外取締役候補者
再任 独立役員

い で あ き ひ こ
井 手 明 彦
(昭和16年10月24日生)

当社株式所有数
9,000株

取締役会への出席状況
12/12回 (100%)

昭和40年 4月 三菱金属鉱業株式会社
(現三菱マテリアル株式会社) 入社

平成 6年 6月 同総務部長
同 9年 6月 同取締役
同 12年 6月 同常務取締役
同 14年 6月 同取締役副社長
同 16年 6月 同取締役社長
同 22年 6月 同取締役会長

同 27年 4月 堺化学工業株式会社取締役
同 27年 6月 三菱マテリアル株式会社取締役相談役
三菱マテリアル株式会社相談役
当社取締役
現在に至る

〔重要な兼職の状況〕
堺化学工業株式会社取締役

社外取締役候補者とした理由

総合素材産業におけるアジアを中心とした海外事業によって培われた国際感覚、資源事業等の幅広い事業展開によって培われた経営能力、幅広い視野および高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任を願うものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。

10



社外取締役候補者
再任 独立役員

か と り よ し の り
鹿 取 克 章
(昭和25年2月15日生)

当社株式所有数
3,000株

取締役会への出席状況
12/12回 (100%)

昭和48年 4月 外務省入省
平成16年 8月 同領事局長
同 17年 8月 同大臣官房外務報道官
同 18年 8月 駐イスラエル特命全権大使
同 20年10月 外務省ASEAN担当及び科学技術担当大使
同 22年 4月 同外務省研修所長
同 23年 3月 駐インドネシア特命全権大使
同 26年10月 外務省退職
同 27年 6月 当社取締役
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

長年の外交を通じて培われた国際感覚、幅広い視野および高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任を願うものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。過去に会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しています。

当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当 〔重要な兼職の状況〕
-------	----------	--------------------------------



平成 9年 4月 弁護士登録
都内法律事務所勤務
同 18年 7月 あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）勤務
同 19年 6月 ニューヨーク州弁護士登録
同 28年 6月 当社取締役
現在に至る

11

社外取締役候補者

再任 独立役員

い がらし ち か
五十嵐 千 力
(昭和46年3月26日生)

当社株式所有数
0株

取締役会への出席状況
10/10回 (100%)

社外取締役候補者とした理由

長年、企業法務に携わることで培われた高度な法的専門性、幅広い視野および高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。過去に会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しています。

当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。



第5号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役の大谷勉氏および大谷幸二郎氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	その他
1	あら い ひで あき 荒 井 英 昭	—	新任
2	のぶ とき まさ と 信 時 正 人	—	新任 社外 独立

- (注) 1 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2 社外監査役候補者である信時正人氏が選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結する予定です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位 〔重要な兼職の状況〕
-------	----------	---------------------------



1

新任

あら い ひで あき
荒 井 英 昭
(昭和31年1月12日生)

当社株式所有数
43,030株

昭和54年 4月 当社入社
 平成19年 4月 同導管ネットワーク本部導管部長
 同 22年 4月 同執行役員 導管ネットワーク本部導管部長
 同 25年 4月 同常務執行役員 導管ネットワーク本部長
 同 27年 4月 同常務執行役員 広域圏営業本部長
 同 28年 4月 同常務執行役員 地域本部長
 同 29年 3月 同常務執行役員退任
 現在に至る

監査役候補者とした理由

主に導管、広域営業関連業務に従事し、常務執行役員を務めるなど、当社における豊富な業務経験と高い見識を有しており、それらを当社の監査に活かしていただくため、今回、監査役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位 〔重要な兼職の状況〕
2	 <p data-bbox="292 421 502 448">社外監査役候補者</p> <p data-bbox="292 459 502 486">新任 独立役員</p> <p data-bbox="292 497 502 580">のぶ とき まさ と 信 時 正 人 (昭和31年9月29日生)</p> <p data-bbox="330 603 463 651">当社株式所有数 0株</p>	<p>昭和56年 4月 三菱商事株式会社入社</p> <p>平成14年 9月 株式会社プロデューサーアソシエイツ 愛・地球博政府出展事業事務局長</p> <p>同 16年 4月 財団法人2005年日本国際博覧会協会政府出展事業本部企画催事室長</p> <p>同 19年 4月 横浜市入庁 同都市経営局都市経営戦略担当理事</p> <p>同 21年 4月 同地球温暖化対策事業本部長</p> <p>同 23年 5月 同温暖化対策統括本部長</p> <p>同 24年 4月 同温暖化対策統括本部環境未来都市推進担当理事</p> <p>同 28年 4月 同参与 現在に至る</p>

社外監査役候補者とした理由

過去に会社経営に関与した経験はありませんが、会社員、地方公共団体の職員としての豊富な経験と高い見識を当社の監査に活かしていただくため、今回、社外監査役として選任をお願いするものです。なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出る予定です。

以上

【ご参考】

社外役員の独立性の判断基準

東京ガス株式会社

当社は、当社の社外役員（社外取締役、社外監査役）が下記①～⑩のいずれにも該当しない場合に、独立性があると判断しています。

- ① 親会社・兄弟会社の業務執行者
- ② 子会社の業務執行者
- ③ 発行済株式総数10%以上の主要株主（法人等の業務執行者含む）
- ④ 取引金額が連結売上高の2%以上ある主要取引先（当社が主要取引先とする者・当社を主要取引先とする者（法人等の業務執行者を含む））
- ⑤ 当社の会計監査人・顧問弁護士
- ⑥ 過去3年以内に上記①～⑤に該当する者
- ⑦ 当社から多額の寄付（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額以上）を受けている組織の業務執行者
- ⑧ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益（過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の2%以上の額）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- ⑨ ①～⑧の近親者（2親等以内の親族）
- ⑩ 当社グループの役員（社外役員を除く取締役および監査役ならびに執行役員）が社外役員を務める会社グループの役員（社外役員を除く取締役および監査役、執行役ならびに執行役員）である者

以 上

(添付書類)

事業報告

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における我が国の経済は、個人消費や設備投資等の伸びにおいて力強さを欠くものの、雇用・所得環境は着実に改善し、雇用者報酬は増加、企業収益も高水準で推移する等、緩やかな回復基調が続きました。一方、世界経済では新興国・資源国経済の脆弱性等のリスクに加え、英国の国民投票でEU離脱が支持される等、世界経済の先行き不透明感が一層高まりました。

そのような経済環境の中、2016年4月の電力小売全面自由化、2017年4月のガス小売全面自由化等、エネルギー事業を取り巻く環境は大きな変化を迎えました。

大きな環境変化の中、当社グループは、総合エネルギー提案によって、お客さまにお届けする付加価値を増大し、引き続き当社グループを選んでいただけるよう、多面的・包括的な準備を進めてまいりました。

こうした懸命な取り組みを行い、加えて冬場が低気温であった影響等でガス販売量が増加しましたが、原油価格下落影響に伴う原料費調整による売上単価減があったため都市ガス売上高が減少したこと等により、連結売上高は対前期比15.8%減の1兆5,870億85百万円となりました。

一方、営業費用については、経営効率化の一層の推進を図り、費用の抑制に最大限の努力を重ねてきたことに加え、原油価格下落影響から都市ガス原材料費が減少したこと等により、同9.7%減の1兆5,287億19百万円となりました。

この結果、営業利益は同69.6%減の583億65百万円、経常利益は同70.5%減の556億88百万円となりました。これに加え、特別利益として固定資産売却益66億10百万円、投資有価証券売却益91億20百万円、特別損失として海外上流事業等の減損損失24億8百万円を計上し、法人税等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は同52.5%減の531億34百万円となりました。

なお、当期より主要な事業内容の区分を変更しており、前期との比較については、変更後の区分に基づいています。変更後の内容は、「(8) 主要な事業内容」に記載のとおりです。

以下、事業別の概要をご報告申し上げます。

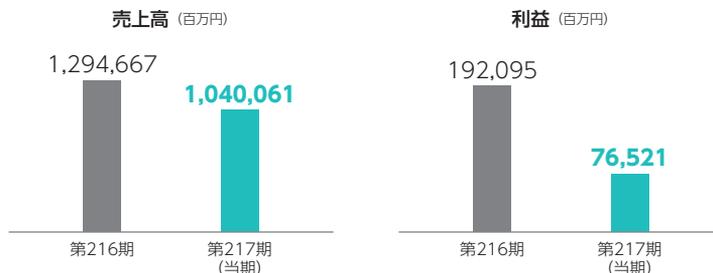
① 都市ガス

お客さま件数は、当期中に13万8千件増加し、期末現在で1,153万6千件となりました。また、ガス販売量は、前期と比べ1.8%増の157億1,965万m³となりました。

このうち、家庭用のガス販売量は、前期と比較して冬場が低気温であった影響で給湯需要が増加したこと等により、34億6,638万9千m³（対前期比3.0%増）となりました。業務用（商業用、公用および医療用）は、前期と比較して夏場後半の高気温により空調需要が増加したことおよび冬場の低気温により給湯・暖房需要が増加したこと等により、27億879万2千m³（同1.2%増）となりました。工業用は、発電向け需要が増加したこと等により、72億9,295万6千m³（同0.8%増）となりました。他事業者への卸供給は、供給先事業者の需要増により、22億5,151万4千m³（同4.2%増）となりました。

売上高は、ガス販売量が前期を上回ったものの、原料費調整による売上単価減等により、前期に比べ19.7%減の1兆400億61百万円となりました。

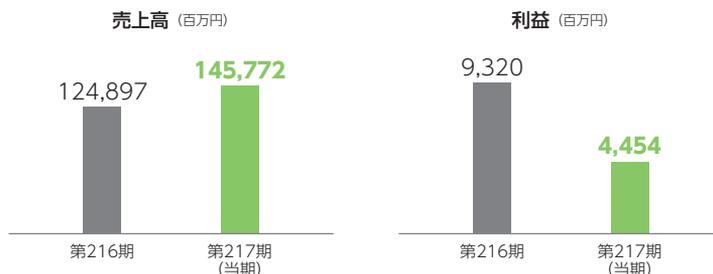
セグメント利益は、前期に比べ60.2%減の765億21百万円となりました。



② 電力

売上高は、家庭用のお客さまへの供給開始により売上が増加したこと等により、前期に比べ16.7%増の1,457億72百万円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ52.2%減の44億54百万円となりました。

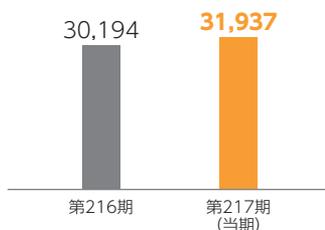


③ 海外

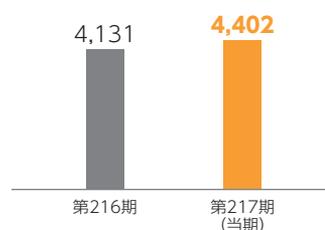
売上高は、上流事業の売上が増加したこと等により、前期に比べ5.8%増の319億37百万円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ6.5%増の44億2百万円となりました。

売上高 (百万円)



利益 (百万円)

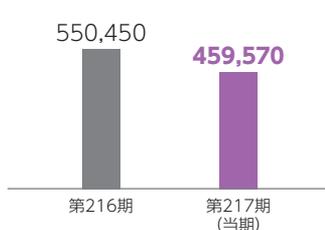


④ エネルギー関連

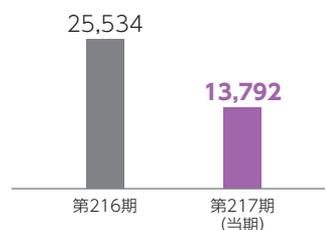
売上高は、LNG販売事業の販売単価が減少したこと等により、前期に比べ16.5%減の4,595億70百万円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ46.0%減の137億92百万円となりました。

売上高 (百万円)



利益 (百万円)

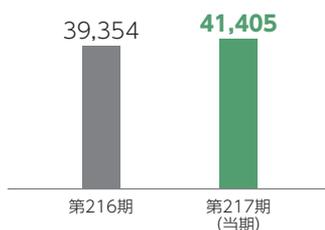


⑤ 不動産

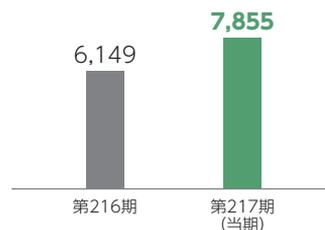
売上高は、建物賃貸売上が増加したこと等により、前期に比べ5.2%増の414億5百万円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ27.7%増の78億55百万円となりました。

売上高 (百万円)



利益 (百万円)

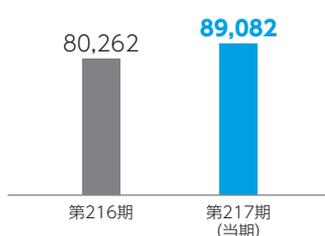


⑥ その他

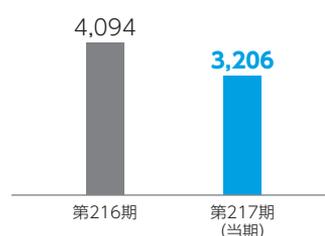
売上高は、情報処理サービス事業の大規模案件が増加したこと等により、前期に比べ11.0%増の890億82百万円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ21.7%減の32億6百万円となりました。

売上高 (百万円)



利益 (百万円)



(2) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、2,033億58百万円でした。

供給設備では、本支管557kmの期中増加があり、期末の総延長は63,062kmとなりました。

(3) 資金調達の状況

当期は第40回・第41回無担保社債の発行および借入金により計490億円調達いたしました。なお、連結有利子負債残高につきましては、前期末に比べ21億73百万円減少の7,135億96百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、東日本大震災から約半年が経過した2011年11月にチャレンジ2020ビジョンを策定し、当社グループが将来に向かって成長、発展する絵姿と、そこに至る道筋を明らかにしました。その中で、当社グループは今後ともお客さま・社会・時代のニーズに応え、「豊かで潤いのある生活」「競争力ある国内産業」「環境に優しい安心できる社会」の実現に貢献していくとともに、企業の社会的責任を自覚し、地域と共生を図りながら、透明で公正な経営を行うことにより、グループの持続的成長を図っていくこととしております。一方、2016年4月の電力小売全面自由化に引き続き、2017年4月にはガス小売全面自由化が始まり、当社グループを取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした環境変化を踏まえ、2015～2017年度をチャレンジ2020ビジョンのステップ期間と位置づけて（※2012～2014年度はホップ期間、2018～2020年度はジャンプ期間）、チャレンジ2020ビジョンの実現に向け「総合エネルギー事業の進化」「グローバル展開の加速」「新たなグループフォーメーションの構築」を主要施策に掲げ、グループの総力を結集し大胆かつスピーディーにチャレンジしております。

<総合エネルギー事業の進化>

原料調達・製造分野においては、原料調達の多様化を図るため、2017年度は、当社初の米国産シェールガスLNGとしてコープポイントプロジェクトや、オーストラリアのイクシスプロジェクトからの調達開始を予定しているほか、輸送コストの最適化を目指したスワップ等の新たなLNGトレーディングにも取り組んでいきます。また、原料調達の多様化に対応したLNG基地運営にも取り組んでいきます。



コープポイントプロジェクト完成予想図

供給分野においては、計画的な導管網の整備により、供給安定性の一層の強化を図るとともに、ガス小売全面自由化後も安心してガスをお使いいただけるよう、保安への取り組みはこれまで同様に注力していきます。

電力分野においては、新たに電力本部を設立し、調達と販売の最適化を図り、より安価で安定的な電力調達、販売拡大を実現します。また、電力小売全面自由化1年目であった2016年度は約72万8千件の電気契約をいただき、自由化された低压分野において「新電力NO.1」のポジションを確立することができました。エネルギー大競争時代2年目となる2017年度は電気契約件数累計100万件の達成に向け、「満足度NO.1の真の電力会社=真電力NO.1」を目指していきます。

家庭用のお客さまに対しては、ガス小売全面自由化に合わせて新たなガス料金メニュー・サービスを設定し、ガス・電気・サービスを総合的にお選びいただけるよう、これまで以上に当社グループ員が一丸となってお客さまの暮らしを豊かにするご提案を実施していきます。業務用・工業用のお客さまに対しては、これからもニーズに沿ったエネルギーソリューション提案を進めていくほか、スマートエネルギーネットワーク事業の推進をはじめ、環境性・経済性・都市防災力強化を考慮した新たな都市づくりにも貢献していきます。

<グローバル展開の加速>

これまで拡充してきた海外拠点および人員を活かし、さらなる収益の向上、安定化を目指します。東南アジアや北米を中心とした新規案件への参画、新たなエリアでの事業展開の検討を進めていきます。また、新たに海外本部を設立し、エリア拡大や事業展開の加速により増大するリスクを踏まえ、過去の事業経験も活用したリスク管理ならびに事業の付加価値向上を進めていきます。



ペトロナスLNG社との協力に関する覚書締結

<新たなグループフォーメーションの構築>

都市ガス事業、電力事業、海外事業に加え、今後成長および育成する事業として明確化したエンジニアリングサービス事業、リキッドガス事業、暮らしサービス事業、地域開発サービス（不動産）事業についても、それぞれの事業における成長戦略を策定、実行いたします。

エンジニアリングサービス事業では、東京ガスエンジニアリングソリューションズを中心に、お客さまニーズに沿ったエンジニアリングサービスをご提供し、事業エリアや事業領域の拡大を図っていきます。

リキッドガス事業では、LPガス事業において様々なプレーヤーとの連携を通じ、物流の効率化や保安レベルならびに顧客サービスの向上を図ります。また、産業ガス事業におけるLNGとエンジニアリングサービス等を組み合わせたワンストップ・ソリューションを強化していきます。

暮らしサービス事業では、お客さまとの接点機会において、より良い価値やサービスをご提供できるよう、ライフバル・エネスタ・エネフィット等が一丸となってサービス向上に努めます。また、新たに設立した東京ガスリビングホールディングスでは、総合設備領域において、当社グループの一体的な事業推進体制の構築を進めていきます。

地域開発サービス事業では、東京ガス不動産ホールディングスを中心に、当社グループの不動産活用や管理等を通じた地域密着のエネルギー提案や災害に強いまちづくり等に貢献するとともに、業界において強みを持つプレーヤーとの連携も進めながら、収益拡大を目指します。

当社グループは、以上のような取り組みを通じて、「安心」「安全」「信頼」を確かなものとし、今後とも企業価値・株主価値をさらに高め、株主の皆さま、お客さまのご期待にお応えできるよう努めてまいります。当社グループの取り組みに対するご理解を賜りますとともに、今後とも相変わらぬご支援をお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分		第213期 (平成25年3月期)	第214期 (平成26年3月期)	第215期 (平成27年3月期)	第216期 (平成28年3月期)	第217期 (平成29年3月期)
売上高	(百万円)	1,915,639	2,112,117	2,292,548	1,884,656	1,587,085
経常利益	(百万円)	147,453	159,613	168,169	188,809	55,688
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	101,678	108,451	95,828	111,936	53,134
1株当たり当期純利益	(円)	39.52	43.10	39.15	46.68	23.02
総資産	(百万円)	1,992,403	2,176,816	2,257,662	2,251,518	2,230,269
純資産	(百万円)	946,511	1,029,492	1,087,262	1,115,172	1,112,807
1株当たり純資産額	(円)	360.70	402.91	438.28	460.35	479.74

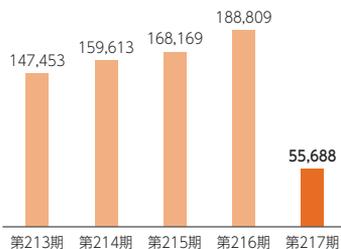
売上高

(百万円)



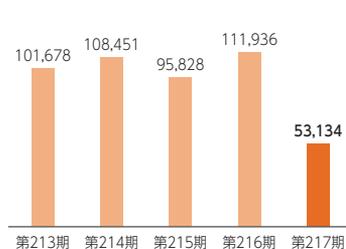
経常利益

(百万円)



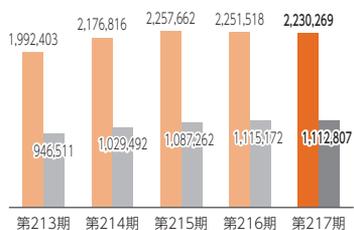
親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



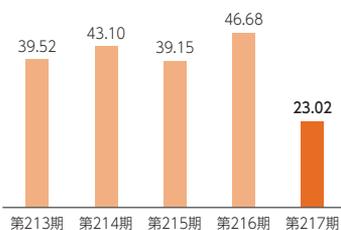
総資産/純資産

(百万円)



1株当たり当期純利益

(円)



1株当たり純資産額

(円)



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	1,589,337千ドル	100.00	豪州における上流関連事業への出資
Tokyo Gas America Ltd.	603,000千ドル	100.00	米州における上流関連事業等への出資
東京ガス都市開発株式会社	11,894百万円	100.00	不動産の管理・賃貸・仲介
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	10,000百万円	100.00	エネルギーサービスおよび 総合エンジニアリング事業
Tokyo Gas International Holdings B.V.	54,734千ユーロ	100.00	海外事業への出資
株式会社扇島パワー	5,350百万円	75.00	発電所の運営・管理
東京ガス用地開発株式会社	5,000百万円	100.00	不動産の開発および土地建物の賃貸・管理
長野都市ガス株式会社	3,800百万円	89.22	都市ガス事業
東京エルエヌジータンカー株式会社	1,200百万円	100.00	LNG・LPG輸送船の賃貸・外航海運業
東京ガスエネルギー株式会社	1,000百万円	66.60	L P G の 販 売
株式会社キャプティ	1,000百万円	100.00	ガス配管・給排水・空調工事の設計・施工
東京ガスケミカル株式会社	1,000百万円	100.00	産業ガス・化成品の販売
東京ガスリース株式会社	450百万円	100.00	ガス機器およびガス工事に関するクレ ジット業務ならびに各種リース業務
東京ガスiネット株式会社	400百万円	100.00	情報処理サービス事業
株式会社ニジオ	47百万円	100.00	電力卸販売事業

(注) 上記の重要な子会社15社を含む連結子会社および持分法適用関連会社は76社です。

(7) 事業の譲渡、合併等の組織再編行為等の状況

当社は、平成28年4月1日付で当社のリキッドガス事業などを統括する事業を新設分割により東京ガスリキッドホールディングス株式会社に承継いたしました。また、平成28年5月1日付で連結子会社の千葉ガス株式会社および筑波学園ガス株式会社を吸収合併、美浦ガス株式会社の都市ガス事業に関わる資産、負債および当該事業に関する権利義務を吸収分割により承継いたしました。

(8) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業	主要な事業内容
都市ガス	都市ガスの製造・供給および販売
電力	電気の製造・供給および販売
海外	海外における上流事業、中下流事業
エネルギー関連	エンジニアリングソリューション事業、リキッドガス事業、LNG販売、ガス器具、ガス工事、建設等
不動産	土地および建物の賃貸・管理等
その他	情報処理サービス事業、船舶事業、クレジット・リース事業等

(9) 主要な営業所など（平成29年3月31日現在）

① 当社

本社	(東京都港区)
支社・支店事業部	中央支店（東京都目黒区） 西部支店（東京都杉並区） 多摩支店（東京都立川市） 東部支店（東京都江東区） 北部支店（東京都北区） 千葉支社（千葉県千葉市） 埼玉支社（埼玉県さいたま市） 神奈川支社（神奈川県横浜市） 横浜支店（神奈川県横浜市） 川崎支店（神奈川県川崎市） 神奈川西支店（神奈川県藤沢市） 日立支社（茨城県日立市） 常総支社（茨城県牛久市） 群馬支社（群馬県高崎市） 熊谷支社（埼玉県熊谷市） 宇都宮支社（栃木県宇都宮市） 佐倉支社（千葉県佐倉市） つくば支社（茨城県つくば市） 茨城事業部（茨城県水戸市）
導管事業部	中央導管事業部（東京都新宿区） 西部導管事業部（東京都世田谷区） 東部導管事業部（東京都荒川区） 北部導管事業部（東京都北区） 神奈川導管事業部（神奈川県横浜市）
LNG基地	根岸LNG基地（神奈川県横浜市） 袖ヶ浦LNG基地（千葉県袖ヶ浦市） 扇島LNG基地（神奈川県横浜市） 日立LNG基地（茨城県日立市）

② 重要な子会社

名称	本社所在地	名称	本社所在地
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア	東京エルエヌジータンカー株式会社	東京都港区
Tokyo Gas America Ltd.	アメリカ	東京ガスエネルギー株式会社	東京都中央区
東京ガス都市開発株式会社	東京都新宿区	株式会社キャプティ	東京都品川区
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	東京都港区	東京ガスケミカル株式会社	東京都港区
Tokyo Gas International Holdings B.V.	オランダ	東京ガスリース株式会社	東京都新宿区
株式会社扇島パワー	神奈川県横浜市	東京ガスiネット株式会社	東京都港区
東京ガス用地開発株式会社	東京都港区	株式会社ニジオ	東京都港区
長野都市ガス株式会社	長野県長野市		

(10) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業	従業員数（前期末比増減）
都 市 ガ ス	6,980名（+ 4名）
電 力	186名（+ 29名）
海 外	55名（+ 11名）
エ ネ ル ギ ー 関 連	5,904名（- 187名）
不 動 産	1,094名（+ 18名）
そ の 他	1,756名（- 6名）
全 社	848名（- 44名）
合 計	16,823名（- 175名）

- (注) 1 従業員数は常勤の就業員数であり、受入出向者を含み、出向者および臨時従業員を含みません。
2 前期末比増減は、当期から変更した事業区分に基づいて算出しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
8,219名（+246名）	44.0歳	16.0年

- (注) 1 従業員数は常勤の就業員数であり、受入出向者を含み、出向者および臨時従業員を含みません。
2 平均年齢および平均勤続年数には、受入出向者分は含みません。

(11) 主要な借入先および借入額（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	101,364
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	35,750
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	28,500
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	25,000
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	18,500
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	18,000
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	17,505
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	14,400
株 式 会 社 足 利 銀 行	13,500
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	11,297

- (注) シンジケートローンは、株式会社日本政策投資銀行を幹事とする協調融資および株式会社みずほ銀行を幹事とする協調融資によるものです。

2. 株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 6,500,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 2,302,856,295株（前期末比93,922,000株の減少）
（注）発行済株式の総数は、平成28年8月16日に実施した自己株式の消却により、上記のとおり減少いたしました。
- (3) 単元株式数 1,000株
- (4) 株主数 117,203名
- (5) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本生命保険相互会社	156,480	6.82
第一生命保険株式会社	120,472	5.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	106,307	4.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	98,750	4.30
東京瓦斯グループ従業員持株会	42,939	1.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	39,404	1.72
富国生命保険相互会社	37,361	1.63
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託第一生命保険口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	35,490	1.55
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	34,319	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	30,404	1.32

（注）持株比率は自己株式（6,826,541株）を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 自己の株式の取得
 普通株式 94,058,153株
 取得価額の総額 41,065,688,866円
- ② 自己株式の処分
 普通株式 10,028株
 処分価額の総額 4,560,139円
- ③ 自己株式の消却
 普通株式 93,922,000株
 消却価額の総額 42,415,175,200円
- ④ 事業年度末における保有自己株式
 普通株式 6,826,541株

3. 新株予約権等に関する事項（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
岡本 毅	取締役会長	株式会社ゆうちょ銀行社外取締役
広瀬 道明	代表取締役社長 社長執行役員	
救仁 郷豊	代表取締役 副社長執行役員	社長補佐、電力事業統括、エネルギー生産本部長、電力事業計画部担当
内田 高史	代表取締役 副社長執行役員	社長補佐、リビング本部長
小林 裕明	取締役 常務執行役員	導管ネットワーク本部長
安岡 省	取締役 常務執行役員	エネルギーソリューション本部長、エネルギーソリューション本部大口エネルギー事業部長
村関 不三夫	取締役 常務執行役員	東京ガスリキッドホールディングス株式会社代表取締役社長
高松 勝	取締役 常務執行役員	人事部、秘書部、総務部、コンプライアンス部、監査部担当
井手 明彦	社外取締役	堺化学工業株式会社取締役
鹿取 克章	社外取締役	
五十嵐 チ力	社外取締役	
大谷 勉	常勤監査役	
尾花 秀章	常勤監査役	
森田 嘉彦	社外監査役	川崎重工業株式会社社外取締役
大谷 幸二郎	社外監査役	
東嶋 和子	社外監査役	

- (注) 1 代表取締役の救仁郷豊は、平成29年3月31日付で代表取締役および副社長執行役員を退任いたしました。
 2 取締役の小林裕明は、平成29年3月31日付で常務執行役員を退任いたしました。
 3 取締役の安岡省は、平成29年4月1日付で代表取締役および副社長執行役員に就任し、担当がエネルギーソリューション本部長、エネルギーソリューション本部大口エネルギー事業部長から社長補佐、エネルギーソリューション本部長へと変更になりました。
 4 取締役の高松勝は、平成29年4月1日付で担当が人事部、秘書部、総務部、コンプライアンス部、監査部から資材部、秘書部、総務部、コンプライアンス部、監査部へと変更になりました。
 5 社外監査役の森田嘉彦は、国際金融分野に深く携わった経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取 締 役	14名	499百万円
監 査 役	5名	106百万円
合 計	19名	605百万円

- (注) 1 取締役および監査役の報酬等の総額および人数には、第216回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名の分が含まれています。
- 2 報酬等の総額のうち、社外役員7名（社外取締役および社外監査役）に対する報酬等の総額は64百万円であり、第216回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名の分が含まれています。
- 3 取締役の月例報酬は、第205回定時株主総会で取締役全員に対し月額50百万円以内、賞与額は第206回定時株主総会で取締役全員に対し年額90百万円以内と承認可決されています。
- 4 監査役の月例報酬は、第190回定時株主総会で監査役全員に対し月額12百万円以内と承認可決されています。

(3) 会社役員の報酬等の決定に関する方針

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、「役員報酬に関わる基本方針」を定めており、平成24年2月23日開催の取締役会において、以下のとおり改定を決議いたしました。

① 役員の役割と役員報酬

役員に求められる役割は、短期および中長期にわたる企業価値の向上を図ることであり、役員報酬はそのインセンティブとして有効に機能するものとします。

② 役員報酬の水準

役員報酬の水準は、役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとします。

③ 取締役報酬とその構成

- i. 取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で支給することとします。
- ii. 社内取締役の報酬は、月例報酬と賞与で構成します。
 - ・月例報酬は、個人の役位に応じて支給する固定報酬と業績連動報酬で構成します。固定報酬の一部は、株式購入ガイドラインに基づき、経営に株主の視点を反映するとともに長期的に株主価値の向上に努める観点から、株式購入に充当することとします。業績連動報酬は、経営戦略の実行を強く動機づけるとともに、期間業績結果を明確に報酬に反映する観点から、全社業績および部門業績の達成度等を役位に応じて評価し、報酬額を決定します。
 - ・賞与は、期間業績結果を評価し、役位に応じて支給額を決定します。
- iii. 社外取締役の報酬は、月例報酬と賞与で構成します。月例報酬は固定報酬のみとし、賞与については社内取締役と同様とします。

④ 監査役報酬とその構成

- i. 監査役の報酬は、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で支給することとし、監査役の協議により決定します。
- ii. 監査役の報酬は、固定報酬からなる月例報酬のみで構成します。

⑤ 役員報酬制度の客観性・透明性の確保

社外取締役、社外監査役および社内取締役の一部からなる役員人事・報酬制度等に関する「諮問委員会」（委員の半数以上は社外取締役または社外監査役とし、かつ委員長は社外取締役または社外監査役が就任）を設置、運営し、役員報酬制度の客観性・透明性を確保します。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 井手明彦

i. 重要な兼職先と当社との関係

当社といずれの法人等との間に特別の関係はありません。

ii. 当該事業年度における主な活動状況

取締役会に12回中12回出席しています。総合素材産業におけるアジアを中心とした海外事業によって培われた国際感覚、資源事業等の幅広い事業展開によって培われた経営能力および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。

なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。

② 社外取締役 鹿取克章

i. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ii. 当該事業年度における主な活動状況

取締役会に12回中12回出席しています。外交を通じて培われた国際感覚、幅広い視野および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。

なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。

③ 社外取締役 五十嵐チカ

i. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ii. 当該事業年度における主な活動状況

第216回定時株主総会で選任され就任した後に開催された取締役会に10回中10回出席しています。長年、企業法務に携わることで培われた高度な法的専門性、幅広い視野および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。

なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。

- ④ 社外監査役 森田嘉彦
- i. 重要な兼職先と当社との関係
当社といずれの法人等との間に特別の関係はありません。
 - ii. 当該事業年度における主な活動状況
取締役会に12回中12回、監査役会に14回中14回出席しています。国際金融分野や海外経済協力分野において培われた幅広い国際感覚や高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。
なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出しています。
- ⑤ 社外監査役 大谷幸二郎
- i. 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
 - ii. 当該事業年度における主な活動状況
取締役会に12回中12回、監査役会に14回中14回出席しています。地方公共団体における組織運営の豊富な経験や高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。
なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出しています。
- ⑥ 社外監査役 東嶋和子
- i. 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
 - ii. 当該事業年度における主な活動状況
取締役会に12回中11回、監査役会に14回中13回出席しています。科学ジャーナリストとしての豊富な経験や高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。
なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出しています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
279百万円
- ② 上記①の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
133百万円
- ③ 上記②の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額
125百万円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
- 2 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠および従前の監査実績等を踏まえ、検討を行った結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条の同意を行っております。
- 3 当社の重要な子会社のうち、TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD、Tokyo Gas America Ltd.およびTokyo Gas International Holdings B.V.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、財務デューデリジェンス報告業務、無担保社債発行に伴うコンフォートレター作成業務および託送収支計算書に関する業務等を非監査業務として委託しています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の規模、実績および業務遂行体制等を総合的に勘案し、適正かつ厳格な会計監査の実施が期待できることを条件として、会計監査人を選任しています。

選任した会計監査人の解任または不再任については、会社法第340条第1項によるほか、上記の選任基準に照らして、適正かつ厳格な会計監査が実施できないと判断される場合に、これを決定する方針です。

6. 内部統制システムの整備に関する基本方針および運用状況の概要

I. 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、平成29年3月24日開催の取締役会において、「当社および関係会社の業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針」の改定を決議し、改定後の当該基本方針（「内部統制システムの整備に関する基本方針」）を以下のとおりいたしました。

(1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- ① 当社および子会社におけるコンプライアンス体制の基盤として、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」を定め、遵守する。
- ② 「法令」、「経営理念」、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守を図るため、当社および子会社におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用を推進するための審議・調整機関として、「経営倫理委員会規則」に基づき経営倫理委員会を設置する。
- ③ 経営の監督機能と執行機能の分離を明確にし、取締役会の経営意思決定機能と監督機能を強化するため、適切な数の社外取締役を選任すると共に、執行役員を置く。
- ④ 経営の客観性・透明性を確保するため、役員報酬等について審議する諮問機関として、社外取締役、社外監査役、当社取締役で構成する諮問委員会を設置する。
- ⑤ 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定する。
- ⑥ 業務執行にあたる取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制システムを整備する役割と責任を負う。
- ⑦ 「財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価に関する規則」を定め、当該規則に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑧ 「インサイダー取引防止および適時開示規則」を定め、当該規則に基づき、当社および子会社におけるインサイダー取引を防止すると共に、証券取引所の「有価証券上場規程」で上場会社に要請されている情報開示の適正性・迅速性を確保する。
- ⑨ 取締役は、当社および子会社の経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。
- ⑩ 取締役の職務執行に対し、監査役が監査役会の定めた「監査役監査基準」に基づき監査する体制を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規則」および「情報セキュリティ管理規則」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款ならびに「取締役会規則」が定める取締役会付議事項を決議する。また、同規則に基づき、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。なお、取締役会付議事項中、事前審議を要する事項、その他経営に係わる重要事項については、社長執行役員、副社長執行役員、常務執行役員で構成する経営会議において審議する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「執行体制規則」において、それぞれの責任者、およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ③ 代表取締役は、「取締役会規則」の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告する。
- ④ 取締役会は、中長期経営計画・単年度経営計画や事業戦略の策定、それに基づく主要経営目標の設定、および進捗についての定期的な検証を行うことにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社および子会社のリスク管理を推進するために「リスク統制規則」を定めると共に、リスク管理委員会およびリスク管理部門を設置する。また、当社および子会社の業務執行に係る重要リスクとして「グループ重要リスク」を特定し、毎年見直す。
- ② 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、その結果を踏まえて経営会議もしくは取締役会に付議する。デリバティブ取引については、「市場リスク管理規則」に基づき実施する。
- ③ 非常災害、製造供給支障、非常事態等の不測の事態が発生した場合には、「非常事態対策関係諸規則」に従い所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ④ 部門、子会社が、業務遂行に伴うリスクを自ら把握すると共に、対応策を自ら策定・実施しリスクを管理する体制とする。

(5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

- ① 当社および子会社におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用の推進を支援するためにコンプライアンス部を設置する。また、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての当社および子会社全体の相談窓口として、「東京ガスグループコンプライアンス相談窓口」を設置する。
- ② 総務部に法務部門を設置し、独占禁止法の遵守、業法および供給約款等の遵守徹底等を図る体制を充実する。
- ③ 当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況については、監査役がこれを監査し、問題があると認めるときは、その改善を求めることができる体制とする。
- ④ 執行部門から独立した監査部を設置し、「内部監査規則」に従い当社および子会社における会計、業務、コンプライアンス、情報システムならびにリスク管理等に係る諸状況を監査し、結果を経営会議および監査役に報告する。

(6) 子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社に対し、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則の制定を求める。また、子会社取締役および子会社監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。
- ② 「子会社管理規則」を定め、取締役が子会社の株主権行使に関する事項等重要事項についての承認、報告受領等を通して子会社の管理を行う体制とする。また、子会社の事業運営に関する権限の一部を留保する。
- ③ 子会社が、当社の管理その他の点で、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、コンプライアンス部等当社の適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、子会社取締役および子会社監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
- ④ 取締役が、子会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関わる重要な事項を発見した場合には、遅滞なく経営会議および監査役に報告する。
- ⑤ 監査役が、子会社監査役および監査部と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な子会社監査を実施できる体制とする。監査の結果、当社および子会社全体の業務の適正性を確保する上で問題があると認めるときは、監査役が取締役に対してその改善を求めることができる体制とする。

- ⑥ 監査部が、監査役および子会社監査役と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な子会社監査を実施し、監査結果を経営会議、監査役、当該子会社の取締役および監査役に報告する体制とする。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役を補佐するため、業務執行から独立し、専任者からなる監査役室を設置する。
- ② 監査役室長の選任・解任は、監査役の同意を得て、取締役会で決議する。また、監査役室長およびその他の使用人の人事関連事項の決定については、監査役の同意を得て行う。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役による監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役が、監査役職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制とする。
- ② 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。
- ③ 監査役が、会計監査人、子会社監査役および監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

II. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 取締役職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

当期は取締役会を12回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要な政策を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。取締役会は、「財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価に関する規則」に基づき、会計監査人の外部評価・報告を受け、財務報告の信頼性を確認しました。

以上の取締役職務執行につき、監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し監査いたしました。

(2) 取締役職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は取締役会議事録等を適正に作成・管理しており、取締役等から要請がある場合は閲覧できるよう保管しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当期は取締役会を12回開催し、組織および人事や、決算等に関する重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。その他経営に係る重要事項については、社長執行役員、副社長執行役員、常務執行役員で構成する経営会議を当期は43回開催し、審議を行いました。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「グループ重要リスク」を毎年見直し、リスク管理部門およびリスク管理委員会でリスク管理の状況把握および対応策の検討を行っております。

大規模な災害、事故、不測の事態に対しては、「非常事態対策関係諸規則」に従って体制を整備しており、当期は地震対応等で2回の対応を行いました。

(5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

当社および子会社全体の相談窓口として「東京ガスコンプライアンス相談窓口」を設置し、社内イントラネット等において内部通報窓口の周知とともに、内部通報者の不利益扱いの禁止等の利用ルールを周知しております。

内部監査部門は38名を擁しており、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等につき、各部門および子会社を監査し、必要に応じて改善提言を行っております。また、監査結果は経営会議および監査役に適宜報告しています。

(6) 子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は「関係会社管理規則」（現 子会社管理規則）に基づき、子会社から決算に関わる計算書類等の重要事項の報告を受け、または事前承認を行いました。また、当期は、監査部が主要な子会社7社に対して内部監査を実施いたしました。

各子会社は、「コンプライアンス相談窓口運用規則」に基づき、「東京ガスコンプライアンス相談窓口」を活用しております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に4名を配置し、監査役の業務が円滑に遂行できる体制にしております。監査役室長の選任は、監査役の同意を得て取締役会で決議しており、監査役室長およびその他の使用人の人事関連事項の決定については、監査役の同意を得て行っております。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は取締役会のほか経営会議、経営倫理委員会等の重要な会議の場に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

監査役は、内部監査を担当する部門、会計監査人、子会社監査役と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めております。当期は、内部監査を担当する部門と3回、会計監査人と7回、子会社監査役と4回の情報・意見を交換する場を設けました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、チャレンジ2020ビジョンの策定を踏まえ、平成24年1月31日開催の取締役会において、以下のとおり「当社グループの経営理念および経営の支配に関する基本方針」の改定を決議いたしました。

当社グループは、首都圏を中心に1000万件超のお客さまへ安全かつ安定的に都市ガスを供給するとともに、ガス、熱、電力など各種エネルギーやそれらの付加価値のベストミックスをお客さまへ提供し、「快適な暮らしづくり」と「環境に優しい都市づくり」に貢献するなど、極めて公益性の高い事業を展開しており、お客さま、株主の皆さまをはじめ、社会から常に信頼を得て発展し続けることを経営理念としています。

当社は、この経営理念および中長期の経営戦略に基づき、長期に安定した経営を行うとともに、お客さま、株主の皆さま、その他のステークホルダーの皆さまに対し安定的かつバランスの取れた利益の配分を行うことにより、着実な企業価値の向上を実現していくことを経営の基本方針としております。株主さまへの還元につきましては、別に定める「剰余金の配当等の決定に関する方針」に基づいて実施していきます。

当社は上場会社であり、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われることも考えられますが、その場合に応じるか否かは、最終的には当社の株主さま全体のご意思に基づき決定されるべきものと考えています。しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的・方法等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものがあり、当社はこうした大量買付行為を不適切であると判断します。判断にあたっては、買付者の事業内容や将来の事業計画、並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案による当社企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に検討していきます。

当社としては、不適切な大量買付行為に対する最大の防衛策は「企業価値の向上」であると考えております。現在のところ、当社は具体的な買収の脅威にさらされておらず、いわゆる「買収防衛策」を予め導入することはいたしません。市場動向等を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 平成29年3月31日現在

東京瓦斯株式会社

資産の部	
	百万円
固定資産	1,760,821
有形固定資産	1,392,149
製造設備	235,152
供給設備	539,840
業務設備	53,623
その他の設備	416,142
休止設備	316
建設仮勘定	147,074
無形固定資産	79,215
のれん	1,600
その他無形固定資産	77,615
投資その他の資産	289,456
投資有価証券	182,443
長期貸付金	28,128
退職給付に係る資産	24
繰延税金資産	40,127
その他投資	39,100
貸倒引当金	△367
流動資産	469,447
現金及び預金	132,626
受取手形及び売掛金	194,240
リース債権及びリース投資資産	24,097
商品及び製品	2,317
仕掛品	12,466
原材料及び貯蔵品	40,763
繰延税金資産	9,050
その他流動資産	54,259
貸倒引当金	△374
資産合計	2,230,269

負債の部	
	百万円
固定負債	788,474
社債	314,997
長期借入金	326,752
繰延税金負債	11,299
退職給付に係る負債	73,524
ガスホルダー修繕引当金	3,262
保安対策引当金	4,711
器具保証引当金	10,298
資産除去債務	11,975
その他固定負債	31,650
流動負債	328,987
1年以内に期限到来の固定負債	56,395
支払手形及び買掛金	96,413
短期借入金	10,333
未払法人税等	20,000
その他流動負債	145,843
負債合計	1,117,461
純資産の部	
	百万円
株主資本	1,034,076
資本金	141,844
資本剰余金	1,883
利益剰余金	893,436
自己株式	△3,087
その他の包括利益累計額	67,422
その他有価証券評価差額金	27,166
繰延ヘッジ損益	△990
為替換算調整勘定	36,399
退職給付に係る調整累計額	4,845
非支配株主持分	11,309
純資産合計	1,112,807
負債純資産合計	2,230,269

連結損益計算書 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費用		収益	
	百万円		百万円
売上原価	1,051,885	売上高	1,587,085
(売上総利益)	(535,200)		
供給販売費	410,125		
一般管理費	66,708		
(営業利益)	(58,365)		
営業外費用	16,971	営業外収益	14,293
支払利息	11,514	受取利息	901
他受工事精算差額	2,564	受取配当金	2,178
雑支出	2,893	受取賃貸料	1,740
		持分法による投資利益	3,583
		雑収入	5,889
(経常利益)	(55,688)		
特別損失	2,408	特別利益	15,730
減損損失	2,408	固定資産売却益	6,610
		投資有価証券売却益	9,120
(税金等調整前当期純利益)	(69,010)		
法人税、住民税及び事業税	25,271		
法人税等調整額	△10,305		
当期純利益	54,044		
非支配株主に帰属する当期純利益	910		
親会社株主に帰属する当期純利益	53,134		
合計	1,617,110	合計	1,617,110

貸借対照表 平成29年3月31日現在

東京瓦斯株式会社

資産の部	
	百万円
固定資産	1,513,337
有形固定資産	917,540
製造設備	239,530
供給設備	532,297
業務設備	60,425
附帯事業設備	7,907
休止設備	316
建設仮勘定	77,062
無形固定資産	56,097
特許権	10
借地権	1,719
のれん	129
その他無形固定資産	54,238
投資その他の資産	539,699
投資有価証券	72,823
関係会社投資	316,328
長期貸付金	54
関係会社長期貸付金	101,105
出資金	16
長期前払費用	22,217
繰延税金資産	20,673
その他投資	6,728
貸倒引当金	△246
流動資産	334,451
現金及び預金	84,591
受取手形	717
売掛金	123,572
関係会社売掛金	36,491
未収入金	5,706
製品	108
原料	20,249
貯蔵品	10,736
前払金	988
前払費用	862
関係会社短期債権	8,475
繰延税金資産	6,948
その他流動資産	35,369
貸倒引当金	△366
資産合計	1,847,788

負債の部	
	百万円
固定負債	651,610
社債	314,997
長期借入金	239,337
関係会社長期債務	347
退職給付引当金	72,044
ガスホルダー修繕引当金	2,849
保安対策引当金	4,711
器具保証引当金	10,298
資産除去債務	311
その他固定負債	6,712
流動負債	353,662
1年以内に期限到来の固定負債	44,782
買掛金	64,619
未払金	39,236
未払費用	44,293
未払法人税等	15,559
前受金	5,814
預り金	1,700
関係会社短期債務	129,121
その他流動負債	8,533
負債合計	1,005,273
純資産の部	
	百万円
株主資本	826,586
資本金	141,844
資本金	141,844
資本剰余金	2,065
資本準備金	2,065
利益剰余金	685,764
利益準備金	35,454
その他利益剰余金	650,310
固定資産圧縮積立金	4,475
海外投資等損失準備金	10,996
原価変動調整積立金	141,000
別途積立金	339,000
繰越利益剰余金	154,838
自己株式	△3,087
自己株式	△3,087
評価・換算差額等	15,928
その他有価証券評価差額金	26,727
その他有価証券評価差額金	26,727
繰延ヘッジ損益	△10,799
繰延ヘッジ損益	△10,799
純資産合計	842,515
負債純資産合計	1,847,788

損益計算書 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費用		収益	
	百万円		百万円
売上原価	560,810	製品売上	1,011,990
期首たな卸高	86	ガス売上	1,011,990
当期製品製造原価	551,702		
当期製品仕入高	10,622		
当期製品自家使用高	1,492		
期末たな卸高	108		
(売上総利益)	(451,179)		
供給販売費	368,170		
一般管理費	68,766		
(事業利益)	(14,242)		
営業雑費用	148,136	営業雑収益	159,755
受注工事費用	40,630	受注工事収益	41,499
器具販売費用	107,506	器具販売収益	108,503
		託送供給収益	426
		その他営業雑収益	9,326
		附帯事業収益	236,706
附帯事業費用	233,081	LNG販売収益	91,231
LNG販売費用	87,914	電力販売収益	126,123
電力販売費用	125,781	その他附帯事業収益	19,351
その他附帯事業費用	19,386		
(営業利益)	(29,486)		
営業外費用	14,458	営業外収益	22,006
支払利息	4,400	受取利息	589
社債利息	5,315	受取配当金	1,510
社債発行費償却	182	関係会社受取配当金	9,915
他受工事精算差額	2,597	受取賃貸料	4,742
雑支出	1,962	雑収入	5,247
(経常利益)	(37,034)		
		特別利益	44,590
		固定資産売却益	6,595
		投資有価証券等売却益	7,677
		関係会社投資有価証券売却益	14,863
		抱合せ株式消滅差益	15,454
(税引前当期純利益)	(81,624)		
法人税等	18,532		
法人税等調整額	△5,684		
当期純利益	68,777		
合計	1,475,049	合計	1,475,049

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

東京瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田中輝彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 武久善栄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上原義弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

東京瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中輝彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武久善栄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上原義弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第217期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第217期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月17日

東京瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 大谷 勉 ㊟

常勤監査役 尾花 秀章 ㊟

社外監査役 森田 嘉彦 ㊟

社外監査役 大谷幸二郎 ㊟

社外監査役 東嶋 和子 ㊟

以上



株主総会会場ご案内

- 会場** 東京瓦斯株式会社 東京ガスビル2階
住所 東京都港区海岸一丁目5番20号
- ご来場手段**
- A** JR **山手線・京浜東北線** 浜松町駅下車
南口改札 徒歩約5分
 - B** モノレール **東京モノレール** 浜松町駅下車
徒歩約5分
 - C** 地下鉄 **都営浅草線・大江戸線** 大門駅下車
B2またはB3出口 世界貿易センタービル2階経由 徒歩約15分
 - D** ゆりかもめ **新都市交通ゆりかもめ** 竹芝駅下車
出入口1 歩行者デッキ経由 徒歩約15分



(※) 駐車場の用意はいたしていませんので、あらかじめご了承ください。

法令および定款に基づくインターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第217期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

東京瓦斯株式会社

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tokyo-gas.co.jp/>）に掲載し、ご提供しております。

連結株主資本等変動計算書

平成28年 4月 1日から
平成29年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	141,844	1,878	910,353	△4,441	1,049,634
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△26,969		△26,969
親会社株主に帰属する 当期純利益			53,134		53,134
自己株式の取得				△41,065	△41,065
自己株式の処分				4	4
自己株式の消却			△42,415	42,415	
連結子会社減少に伴う 変動額			△666		△666
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		4			4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	/	/	/	/	/
当期変動額合計	-	4	△16,916	1,354	△15,558
当 期 末 残 高	141,844	1,883	893,436	△3,087	1,034,076

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰 上 延 損 益	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当 期 首 残 高	26,298	△2,573	44,945	△18,033	50,636	14,900	1,115,172
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	/	/	/	/	/	/	△26,969
親会社株主に帰属する 当期純利益	/	/	/	/	/	/	53,134
自己株式の取得	/	/	/	/	/	/	△41,065
自己株式の処分	/	/	/	/	/	/	4
自己株式の消却	/	/	/	/	/	/	-
連結子会社減少に伴う 変動額	/	/	/	/	/	/	△666
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	/	/	/	/	/	/	4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	867	1,583	△8,545	22,879	16,785	△3,591	13,194
当期変動額合計	867	1,583	△8,545	22,879	16,785	△3,591	△2,364
当 期 末 残 高	27,166	△990	36,399	4,845	67,422	11,309	1,112,807

連結注記表

東京瓦斯株式会社

平成28年 4月 1日から

平成29年 3月31日まで

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数等

連結子会社の数 68社

主要な連結子会社の名称 TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD、Tokyo Gas America Ltd.、東京ガス都市開発(株)、東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)、Tokyo Gas International Holdings B.V.、(株)扇島パワー、東京ガス用地開発(株)、長野都市ガス(株)、東京エルエヌジータンカー(株)、東京ガスエネルギー(株)、(株)キャプティ、東京ガスケミカル(株)、東京ガスリース(株)、東京ガスiネット(株)及び(株)ニジオ
前連結会計年度まで連結子会社であった(株)ガスターと千葉ガス(株)は、当連結会計年度において、それぞれ株式の売却による議決権所有割合の減少、当社への吸収合併により、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数等

持分法を適用した関連会社の数 8社

持分法を適用した主要な会社等の名称

TOKYO TIMOR SEA RESOURCES INC.、GAS MALAYSIA BERHAD

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称等

持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

アークヒルズ熱供給(株)

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券については、次のとおりであります。

満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。

その他有価証券で時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価は、時価法によっております。

③ たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。
- ③ 保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、引き出し型キャビネットタイプのシステムキッチンにおけるガス栓の緩衝剤設置等に要する費用の支出、並びに空気抜き孔付き機器接続ガス栓において空気抜き孔の無いガス栓に交換する作業等に要する費用の支出に備えるため、当連結会計年度末後に要する費用の見積額を個別に計上しております。
- ④ 器具保証引当金は、販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、当連結会計年度末後に要する費用の見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

② のれんの償却の方法及び期間

発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。

数理計算上の差異は、主として発生の翌期に一括費用計上しております。また、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として1年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

- ④ 税効果会計について、平成28年度から企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」が適用されていますが、この適用に関する影響はありません。

4. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

(1) 資産の内容及びその金額

その他の設備	7百万円
建設仮勘定	35,635百万円
投資有価証券	20,001百万円
長期貸付金	28百万円
現金及び預金	7,788百万円

(2) 担保に係る債務の金額

その他流動負債	50百万円
---------	-------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,788,783百万円

3. 保証債務等

(1) 保証債務 39,222百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当期末発行済株式数 2,302,856,295株

2. 配当に関する事項

(1) 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

① 平成28年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	14,340百万円
(ロ) 1株当たり配当額	6円00銭
(ハ) 基準日	平成28年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成28年6月30日

② 平成28年10月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	12,628百万円
(ロ) 1株当たり配当額	5円50銭
(ハ) 基準日	平成28年9月30日
(ニ) 効力発生日	平成28年11月30日

(2) 当期末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成29年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり提案しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	12,628百万円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	5円50銭
(ニ) 基準日	平成29年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成29年6月30日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、社債の発行や銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループ各社ごとの与信管理方針に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

社債及び借入金の使途は主として設備投資資金(長期)及び運転資金(短期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い実施計画を作成し、決裁を経た上で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 投資有価証券等	70,409	84,880	14,471
(2) 現金及び預金	132,626	132,626	—
(3) 受取手形及び売掛金	194,240	194,240	—
(4) 社債(*2)	(314,997)	(349,855)	△34,858
(5) 長期借入金(*2)	(383,015)	(415,508)	△32,493
(6) デリバティブ取引	△1,111	△1,111	—

(*1) 負債に計上されているものについては()で示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(*2) (4)社債及び(5)長期借入金には、1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2) 現金及び預金

これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 受取手形及び売掛金

これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額を当社グループ社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。当社グループの変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては(下記(6)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(5)参照)。

(注2) 子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額50,331百万円)並びに非上場株式等(連結貸借対照表計上額61,702百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1)投資有価証券等」には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(開発中の土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時	価
65,330	409,643	

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

【一株当たり情報に関する注記】

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 一株当たり純資産額 | 479円74銭 |
| 2. 一株当たり当期純利益金額 | 23円02銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

1. 自己株式の取得

当社は、平成29年4月28日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

自己株式取得の内容は次のとおりであります。

- ・取得する株式の数
15,000千株(上限:発行済株式総数に対する割合 0.7%)
- ・株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額
現金、7,000百万円(上限)
- ・株式を取得することができる期間
平成29年5月2日から平成30年3月31日まで

【その他の注記】

1. 株式の併合等

当社は、平成29年1月31日に開催した取締役会において、単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)及び定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月開催予定の第217回定時株主総会に、株式併合(5株を1株に併合し、発行可能株式総数を65億株から13億株に変更)について付議することを決議いたしました。この単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更は、株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

平成28年 4月 1日から
平成29年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	原 価 変 動 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	141,844	2,065	2,065	35,454	1,568	12,369	141,000	339,000	156,978	686,371	
当 期 変 動 額											
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立					3,010				△3,010		
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△104				104		
海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 取 崩						△1,373			1,373		
剰 余 金 の 配 当									△26,969	△26,969	
当 期 純 利 益									68,777	68,777	
自 己 株 式 の 取 得											
自 己 株 式 の 処 分									△0	△0	
自 己 株 式 の 消 却									△42,415	△42,415	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	2,906	△1,373	-	-	△2,139	△607	
当 期 末 残 高	141,844	2,065	2,065	35,454	4,475	10,996	141,000	339,000	154,838	685,764	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△4,441	825,839	25,936	△11,756	14,180	840,020
当 期 変 動 額						
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立			/	/	/	-
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩			/	/	/	-
海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 取 崩			/	/	/	-
剰 余 金 の 配 当		△26,969	/	/	/	△26,969
当 期 純 利 益		68,777	/	/	/	68,777
自 己 株 式 の 取 得	△41,065	△41,065	/	/	/	△41,065
自 己 株 式 の 処 分	4	4	/	/	/	4
自 己 株 式 の 消 却	42,415		/	/	/	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	/	/	790	957	1,747	1,747
当 期 変 動 額 合 計	1,354	747	790	957	1,747	2,494
当 期 末 残 高	△3,087	826,586	26,727	△10,799	15,928	842,515

個別注記表

東京瓦斯株式会社

平成28年 4月 1日から
平成29年 3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券については次のとおりであります。

子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。

その他有価証券で時価のないものの評価は移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価は、時価法によっております。

③ たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。のれんは20年で均等償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しております。数理計算上の差異は、発生の翌期に一括費用計上しております。また、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1年)による定額法により費用処理しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

③ ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

④ 保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、引き出し型キャビネットタイプのシステムキッチンにおけるガス栓の緩衝剤設置等に要する費用の支出、並びに空気抜き孔付き機器接続ガス栓において空気抜き孔の無いガス栓に交換する作業等に要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を個別に計上しております。

⑤ 器具保証引当金は、販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 税効果会計について、平成28年度から企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」が適用されていますが、この適用に関する影響はあり

ません。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	541百万円	
関係会社投資	8,761百万円	
長期貸付金	28百万円	
出資金	3百万円	
(担保に係る債務の金額	—	(当社が出資する会社等の借入金の担保に供しております。)

(2) 減価償却累計額

有形固定資産	3,172,747百万円
無形固定資産	30,041百万円

(3) 保証債務等

保証債務	92,418百万円
------	-----------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	195,668百万円
仕入高	291,930百万円
営業取引以外の取引高	15,057百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末自己株式数	6,826,541株
----------	------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	退職給付引当金
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
TOKYO GAS PLUTO PTY LTD	所有 間接100.0	子会社	金融機関借入に対する債務保証(注)	31,826	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)プロジェクトの計画を十分考慮し、総合的に決定しております。

8. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	366円94銭
一株当たり当期純利益金額	29円79銭

9. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、平成29年4月28日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

自己株式取得の内容は次のとおりであります。

- ・取得する株式の数
15,000千株(上限;発行済株式総数に対する割合 0.7%)
- ・株式を取得すると引換えに交付する金銭等の内容及びその総額
現金、7,000百万円(上限)
- ・株式を取得することができる期間
平成29年5月2日から平成30年3月31日まで

10. その他の注記

株式の併合等

当社は、平成29年1月31日に開催した取締役会において、単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)及び定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月開催予定の第217回定時株主総会に、株式併合(5株を1株に併合し、発行可能株式総数を65億株から13億株に変更)について付議することを決議いたしました。この単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更は、株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

11. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。